

一時保護委託者の登録等の基準に関する条例施行規則をここに公布します。
令和8年10月1日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第50号

一時保護委託者の登録等の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一時保護委託者の登録等の基準に関する条例(令和8年長野県条例第31号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備)

第2条 条例第12条第5号の規則で定める要件は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

(1) 児童の居室 次に定める要件

- ア 入所している児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。
- イ 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする。
- ウ 児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

(2) 浴室及び便所 次に定める要件

- ア 男子用と女子用とを別にする。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- イ アに定めるもののほか、前号のウに定めるところによる。

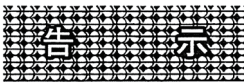
(電磁的記録)

第3条 登録一時保護委託者の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

こども・家庭課児童相談・養育支援室



長野県告示第385号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する申出を撤回した。
令和8年10月1日

長野県知事 阿部守一

名 称	所 在 地	撤回年月日
東口病院	長野市栗田1618番地1	令和8年8月31日

医療政策課

長野県告示第386号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和8年10月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊那市(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
伊那市（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第387号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和8年10月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
千曲市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
千曲市（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び千曲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第388号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和8年10月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
諏訪郡富士見町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、富士見町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び富士見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第389号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和 8 年10月 1 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 下伊那郡阿南町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 阿南町（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第390号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和 8 年10月 1 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 北安曇郡池田町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 池田町（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第391号

中部地方整備局天竜川上流河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和8年10月1日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量 航空レーザ測量による地形測量

2 作業期間

令和8年6月23日から令和9年3月19日まで

3 作業地域

駒ヶ根市、上伊那郡飯島町、上伊那郡中川村、上伊那郡宮田村、下伊那郡松川町

建設政策課

長野県告示第392号

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和8年10月1日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量 松本市基本図修正

2 作業期間

令和8年7月3日から令和9年3月12日まで

3 作業地域

松本市

建設政策課

長野県告示第393号

大町市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和8年10月1日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量 数値地形図修正、3D都市モデル作成

2 作業期間

令和8年6月12日から令和9年3月31日まで

3 作業地域

大町市

建設政策課

長野県告示第394号

飯山市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和 8 年10月 1 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 作業種類
公共測量 3 D都市モデル作成
- 2 作業期間
令和 8 年 8 月 6 日から令和 9 年 3 月19日まで
- 3 作業地域
飯山市

建設政策課

長野県告示第395号

長野県上田地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和 8 年10月 1 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 作業種類
公共測量 基準点測量、路線測量、地形測量
- 2 作業期間
令和 7 年12月 1 日から令和 8 年 7 月30日まで
- 3 作業地域
上田市

建設政策課

長野県告示第396号

長野県木曽地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和 8 年10月 1 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 作業種類
公共測量 基準点測量、U A V写真点群測量
- 2 作業期間
令和 8 年 3 月24日から令和 8 年 8 月20日まで
- 3 作業地域
木曽郡上松町

建設政策課

長野県告示第397号

安曇野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和 8 年10月 1 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 作業種類
公共測量 三次元点群測量
- 作業期間
令和7年11月22日から令和8年7月24日まで
- 作業地域
安曇野市

建設政策課

長野県告示第398号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和8年10月1日

長野県知事 阿部 守一

- 施行者の名称
須坂市
- 都市計画事業の種類及び名称
須坂都市計画道路事業 3・5・6号八町線
- 事業施行期間
令和4年8月4日から
令和12年3月31日まで
- 事業地
 - 収用の部分
変更なし
 - 使用の部分
なし

都市・まちづくり課

長野県告示第399号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定に基づく行政処分について、同法第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行います。

令和8年10月1日

長野県知事 阿部 守一

- 日時
令和8年10月14日（水） 午前10時
- 場所
長野市大字南長野南県町686－1
長野合同庁舎 南庁舎601号会議室
- 被聴聞者
 - 商号
有限会社GRIT
 - 代表者氏名
赤羽 真実
 - 主たる事務所の所在地
長野市金井田103番地2A－201
 - 免許証番号
長野県知事（13）第1719号
 - 免許年月日
令和4年1月27日

建築住宅課

長野県飯田建設事務所告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和8年10月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年10月1日

長野県飯田建設事務所長 折井克壽

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 151号
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市八幡町2157番の13地先から 飯田市松尾代田1813番の3地先まで	旧	m 7.2 ～ 10.6	km 0.3764
同上	新	8.1 ～ 24.3	0.3764

- 2 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 256号
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市八幡町2100番の6地先から 飯田市八幡町2118番の7地先まで	旧	m 8.3 ～ 29.5	km 0.0850
同上	新	11.6 ～ 40.1	0.0850

- 3 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 418号
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡天龍村神原6175番の3地先から 下伊那郡天龍村神原6184番の18地先まで	旧	m 6.9 ～ 31.3	km 0.1290
同上	新	11.7 ～ 43.6	0.1290

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和8年10月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年10月1日

長野県大町建設事務所長 柳澤豊茂

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 148号
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
北安曇郡白馬村大字北城14074番の2地先から 北安曇郡白馬村大字北城14002番の6地先まで	旧	m 17.4 ～ 61.2	km 0.4650
同上	新	24.4 ～ 88.7	0.4498

- 2 (1) 道路の種類 県道
(2) 路 線 名 美麻八坂線
(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
大町市大字八坂1018番の 12地先から 大町市大字八坂1008番の 1 地先まで	旧	m 7.3 ～ 17.1	km 0.1726
同 上	新	7.3 ～ 25.5	0.1726

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。
その関係図面は、告示の日から令和 8 年10月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。
令和 8 年10月 1 日

長野県松本建設事務所長 下 倉 正 弘

- 1 路 線 名 大町麻績インター千曲線
2 供用を開始する区間
東筑摩郡筑北村坂井楡窪5292番の 3 地先から
東筑摩郡筑北村坂井5687番の 3 地先まで
3 供用を開始する期日 令和 8 年10月 1 日

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第 5 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。
その関係図面は、告示の日から令和 8 年10月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。
令和 8 年10月 1 日

長野県大町建設事務所長 柳 澤 豊 茂

- 1 (1) 路 線 名 148号
(2) 供用を開始する区間
北安曇郡白馬村大字北城14074番の 2 地先から
北安曇郡白馬村大字北城14002番の 6 地先まで
(3) 供用を開始する期日 令和 8 年10月13日
2 (1) 路 線 名 美麻八坂線
(2) 供用を開始する区間
大町市大字八坂1018番の12地先から
大町市大字八坂1008番の 1 地先まで
(3) 供用を開始する期日 令和 8 年10月 5 日

道路管理課